

○ 児童福祉行政指導監査について

(1) 「児童福祉行政指導監査の実施
について」

(一部改正通知案 (新旧表))

| <p>児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)</p> | <p>見直し案</p> |
|--|--|
| <p>児童福祉行政指導監査の実施について 平成12年4月25日児発第471号 各都道府県知事・各指定都市の市長・中核市の市長あて 厚生省児童家庭局長通知 〔一部改正〕平成15年4月1日 雇児発第0401010号</p> <p>児童福祉行政指導監査の実施については、平成10年3月31日児発第250号本職通知に基づき、実施されているところであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が公布され、平成12年4月1日から施行されたことに伴い、従来機関委任事務として行ってきた児童福祉施設の指導監査は自治事務とされ、さらに児童扶養手当支給事務は機関委任事務から法定受託事務とされたところである。</p> <p>ついては、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言及び勧告として児童福祉行政指導監査実施要綱を定め、平成12年度から実施することとしたので、次の事項に留意の上、管下児童福祉行政の実施機関及び児童福祉施設（児童家庭局所管施設並びに里親及び保護受託者をいう。以下同じ。）に対し、十分指導監督の実を挙げるよう格段の配慮をお願いする。</p> <p>なお、この通知中、指定都市については児童扶養手当に関する部分、中核市については助産施設、母子生活支援施設及び保育所以外の児童福祉施設並びに児童扶養手当に関する部分の定めは適用しないものとする。</p> <p>おって、平成10年3月31日児発第250号本職通知「児童福祉行政指導監査の実施について」及び平成10年3月31日児企第14号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童福祉行政指導監査の着眼点及び報告書の様式等について」は廃止する。</p> <p>1 児童相談所及び都道府県の設置する福祉事務所に対する指導監査については、都道府県の監査委員事務局等監査を担当する部局との協力等の下に、児童福祉行政が適正に執行されるようこの通知の定めるところに準じて実施するようお願いする。</p> <p>2 福祉事務所等に指導監査の権限を委任している都道府県においては、指導監査の統一的実施を確保するため監査の実施方針、実施方法及び監査項目等について当該委任機関に対し指導の徹底を図るとともに、十分な連携の下での指導監査をお願いする。</p> | <p>児童福祉行政指導監査の実施について 平成12年4月25日児発第471号 各都道府県知事・各指定都市の市長・中核市の市長あて 厚生省児童家庭局長通知 〔一部改正〕平成15年4月1日 雇児発第0401010号 平成 年 月 日 雇児発第 号</p> <p>児童福祉行政指導監査の実施については、平成10年3月31日児発第250号本職通知に基づき、実施されているところであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が公布され、平成12年4月1日から施行されたことに伴い、従来機関委任事務として行ってきた児童福祉施設の指導監査は自治事務とされ、さらに児童扶養手当支給事務は機関委任事務から法定受託事務とされたところである。</p> <p>ついては、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言及び勧告として児童福祉行政指導監査実施要綱を定め、平成12年度から実施することとしたので、次の事項に留意の上、管内児童福祉行政の実施機関及び児童福祉施設（雇用均等・児童家庭局所管施設及び里親をいう。以下同じ。）に対し、十分指導監督の実を挙げるよう格段の配慮をお願いする。</p> <p>なお、この通知中、指定都市については児童扶養手当に関する部分、中核市については助産施設、母子生活支援施設及び保育所以外の児童福祉施設並びに児童扶養手当に関する部分の定めは適用しないものとする。</p> <p>おって、平成10年3月31日児発第250号本職通知「児童福祉行政指導監査の実施について」及び平成10年3月31日児企第14号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童福祉行政指導監査の着眼点及び報告書の様式等について」は廃止する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> |